

## 付 議 第 3 号

### 高知県スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則議案

高知県スポーツ推進審議会条例施行規則（昭和 37 年高知県教育委員会規則第 15 号）、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年高知県教育委員会規則第 24 号）、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年高知県教育委員会規則第 25 号）及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 24 年高知県教育委員会規則第 10 号）を廃止することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則**

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 高知県スポーツ推進審議会条例施行規則（昭和37年高知県教育委員会規則第15号）
- (2) 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第24号）
- (3) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）
- (4) 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年高知県教育委員会規則第10号）

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高知県スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則議案説明

この規則は、平成29年度組織改正により、高知県スポーツ推進審議会条例施行規則（昭和37年高知県教育委員会規則第15号）、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第24号）、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年高知県教育委員会規則第10号）を廃止しようとするものである。